

「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案」  
「地方税法等の一部を改正する法律案」本会議討論(案)

2017年2月27日

民進党・無所属クラブ 逢坂 誠二

私は民進党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案」「地方税法等の一部を改正する法律案」につきまして、両案ともに反対の立場から討論を行います。

安倍総理が推進するアベノミクスは、完全に行き詰まりを見せているのではないのでしょうか。

日銀が国債を大量に買い入れること、マイナス金利の継続、国民の貴重な年金原資での株購入など、まさに異次元の手法で突き進むアベノミクスですが、その経済効果は、全国津々浦々には及んでおりません。安倍総理は、都合の良い経済指標を例に挙げて、経済が好転していることをまくし立てますが、地元に戻って、地域経済の調子が良いと公言することのできる与党議員は、何人いるのでしょうか。アベノミクスは完全に失速した上、その出口を見出せない状態です。こうしたことが地方財政の実態にも如実に現れています。

まず、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」について、反対理由を申し上げます。本法案では、経済見通しが、名目2.5%、実質1.5%という、極めて甘い経済成長を前提にして、交付税原資が見積もられていることが、そこが大きな問題であります。

すでに今年度、当初の甘い経済見通しがあだとなり、税収見積もりが大きく下回った結果、国税5税の法定率分収入の下振れを、地方が臨時財政対策債、いわゆる赤字地方債で負担することとなりました。つまりアベノミクスが効果を発揮していないと指摘せざるを得ないのです。来年度も、甘い見通しに基づく税収見積もりで、地方交付税額が、予算通り確保できるのか、極めて不透明なままであり、今年度の苦い轍を繰り返しかねません。

自治の基本は、地域の自分たちに関わる問題に関し、自分たち自らが問題意識を持ち、自分たち自らが考え、自分たち自らが課題解決して行くことであり、自主性や自律性がとても重要なものであります。中央政府が何かから何まで自治体の活動に枠を設け、自治体があたかも国の下請け機関であるかのように、何かをさせしめるのが自治ではありません。他者から見て多少歩みの十分ではない取り組みであっても、自分たちで解決をする力が育まれるよう、長い目線で下支えをするのが、中央政府の一つの役割です。こうしたことを安倍総理は理解しているのでしょうか。

安倍総理が鳴り物入りで開始した地方創生の取り組みは、真に自治の基盤を強化するものになっているのでしょうか。国の意に寄り添う計画を立てることでお金が貰えるとい

う、自治体が国に隷属する結果になっているのではないのでしょうか。これでは自治の基盤を強化することはできません。

自治体から反対の声はない、資金手当ができることで自治体は喜んでいると、お感じになる方もいるでしょうが、自治体が喜ぶことだけをやれば、自治の基盤が強化されるものではありません。民主主義を支える自治に対する深い見識が必要です。安倍総理は結果急ぐあまり、自治の本質を見失っていると指摘せざるを得ません。

こうした中、「トップランナー方式」の拡大にも懸念があります。「トップランナー方式」は、民間委託等を実施している自治体の経費水準を地方交付税の算定に反映するもので、今回、青少年教育施設管理と公立大学運営が新たに追加されました。今後、窓口業務も検討対象とされています。

しかし、公務員そのものが直接携わることこそが公共サービスの質を決めている部分が多々ありますし、自治体窓口は単なる受付ではありません。自治体の窓口業務は、住民との大きな接点であり、自治体の仕事の本質が見える、極めて大切な場なのであります。その認識がないままに、交付税算定を盾に取り、中央集権的にトップランナー方式で過度な行革を誘導することは、自治体の自律性を大きく棄損させることになります。

次に「地方税法等の一部改正案」について申し上げます。

配偶者特別控除における配偶者の所得制限を155万円に引き上げることで、いわゆる「103万円の壁」を乗り越えるとしています。しかしこれは、150万円という、新たな壁を作ったにすぎず、「働き方に中立」、あるいは「所得控除から税額控除」という方向性に全く逆行するものです。控除が受けられる上限を増やしただけでは、「社会保険料負担が発生し、手取りが減るといふ「130万円の壁」が依然として残り、今回の改正では、就労拡大の根本的な解決にはつながりません。

私たち民進党は、格差を縮小し、社会のつながりを回復させるとともに、経済成長実現の観点から、「所得控除」から「税額控除」へ、「税額控除」から「給付付き税額控除」への流れを推し進める法案を提出しました。また所得税から引ききれない税額について、現金給付ではなく社会保険料の支払いに充てることによって、無年金者や生活保護世帯を減らし、社会保障制度再編の起爆剤としていく「日本型ベーシックインカム構想」の実現へとつなげていくことを提案しています。これこそが、未来への責任を担う税のあり方であると考えます。

次に「ふるさと納税」について申し上げます。

「ふるさと納税」は本来、ふるさとへの恩返しや地域への応援として、地方団体への寄付を税制上支援するものです。しかし寄付金を集めるために高額な返礼品を贈るなどの過熱化が指摘され、総務省も換金性の高い返礼品を自粛するよう自治体に求めました。

高市総務大臣は「あらゆる課題を一度洗い出し、有識者の方々や地方などの意見も

参考にしながら、どのように改善できるのかということは検討する」と発言をされています。ふるさと納税に関しては、高額な返礼品のことだけが注目されがちですが、控除のあり方を含め、制度全体について見直しを検討する必要があることを指摘させていただきます。

最後に公文書管理について申し上げます。

今国会でも、南スーダン PKO の日々報告が廃棄されたとして、あたかも隠ぺいまいのことが発覚しました。また安倍総理夫人が関与していた学校法人に対する、格安の国有地払い下げ問題に関し、その交渉記録がすでに廃棄されるという、まさに疑惑隠しのようなことが、平然と行われています。これらはいずれも合法だと政府は釈明していますが、まったく不見識極まりない蛮行と指摘せざるをえません。権力の諸活動を的確に記録し、後世に、確実に伝え残すことは、民主主義の基本です。しかし日本では、その考えや仕組みが、まだまだ不十分な状態にあります。

そこで現行、公文書管理法の点検と見直しが必須であります。また現在、新しい公文書館のあり方が検討されていますが、これはチャンスです。公文書館の施設内容だけでなく、日本の公文書のあり方をさらに深く検討する大きなチャンスであります。

日本の公文書管理のあり方を、改めて見直すことを最後に提案し、討論とさせていただきます。